



# 佐賀県公報

平成17年  
10月14日  
(金曜日)  
第 12668号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 告 示

### 公 告

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (五二一・長寿社会課) 一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 一
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 ( ) 一
- 土地区画整理組合役員の氏名及び住所 (まちづくり推進課) 二
- 佐賀県有財産の売払いに係る一般競争入札 (職員課) 二
- 地方職員共済組合所有財産の売払いに係る一般競争入札 (地方職員共済組合) 四

### ○ 告 示

#### ●佐賀県告示第五百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十月十四日

佐賀県知事 古 川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問介護	ポラリス	三養基郡みやき町大字原古賀六七一五一イ	平成一七・一〇・一

### ○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年12月5日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年10月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成17年10月5日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 ネットワークさが
- (2) 代表者の氏名 西田 泰介
- (3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県佐賀市鍋島六丁目13番6号

#### (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人に対して、土木建設に関わる技術（生態系調査からパソコンを用いたIT技術まで）の教育・相談に関する事業を行うことで、社会基盤整備の発展と市民の雇用増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年12月5日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年10月14日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日

平成17年10月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 自然エネルギー実践ネットワーク

(2) 代表者の氏名 原野 順二

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県唐津市鎮西町大字苜蒲3284番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自然エネルギーに興味を持つ一個人から継続可能な社会を目指す地域までを対象にして、その地域の特質を最大限に利用する自然エネルギー普及の為の各種事業を行い、環境の保全とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、大和町小川東土地区画整理組合理事長 大石正明から大和町小川東土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成17年10月14日

佐賀県知事 古 川 康

1 組合の名称

大和町小川東土地区画整理組合

2 事務所の所在地

佐賀市大和町大字久池井621番地

3 理事の氏名及び住所

理事 内田富美子 佐賀市大和町大字久池井4064番地

” 江原 保男 ” ” ” 321番地

” 大石 正明 ” ” ” 918番地1

” 大坪 文子 ” ” ” 888番地

” 早田 重光 ” ” ” 金立町大字千布3507番地3

” 築地 悦子 ” ” ” 大和町大字久池井474番地

” 西川 国男 ” ” ” 881番地

” 増田 和敏 ” ” ” 469番地2

” 三瀬 建美 ” ” ” 883番地4

” 宮崎 弘 ” ” ” 252番地4

” 本野 正明 ” ” ” 480番地

佐賀県有財産の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成17年10月14日

佐賀県知事 古 川 康

1 入札に付する物件(土地)の表示

地目	地積	所在地	参考価格(万円)
宅地	442㎡	藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番19	1,490

※ 上記物件は、隣接する地方職員共済組合所有の土地及び建物と一体として売却する予定ですので、入札は、地方職員共済組合佐賀県支部と合同で行います。

(参考) 地方職員共済組合が所有し、今回、合同で競争入札する物件

面積等	所在地	参考価格(万円)
宅地 1,911.13㎡	藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番20 ” ” 丙2320番21 丙2320番22	6,460
建物 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 延1,880.45㎡ (付属施設2棟 計+58.75㎡含む)	藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番20	4,540

合計	11,000
<p>※ 建物の参考価格には、消費税及び地方消費税が含まれています。</p> <p>※ 上記物件には、嬉野温泉の配湯権利は含まれておりません。</p> <p>(詳しくは、地方職員共済組合佐賀県支部福祉年金課(電話0952-25-7012)へお問い合わせください。)</p> <p>2 現地説明会の日時及び場所</p> <p>日時 平成17年11月2日(水) 説明開始 14時30分</p> <p>場所 地方職員共済組合嬉野保養所「しらぬひ荘」跡地 (嬉野町大字下宿字籠原丙2320番地20)</p> <p>3 入札参加申込み</p> <p>入札参加希望者は、平成17年11月16日(水)までに利用計画書(様式)は職員課共済担当に用意してありますが、任意の様式でも構いません。)を添えて、佐賀県経営支援本部職員課に申込みを行ってください。</p> <p>なお、利用計画書の内容が下記5の(3)各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できません。</p> <p>4 入札の日時及び場所</p> <p>日時 平成17年11月25日(金) 受付開始 10時 受付終了 10時50分</p> <p>場所 若楠会館(佐賀市内一丁目3番13号) 入札開始 11時</p> <p>(3に定める入札参加申込期限までに入札申込みがない場合は、入札を行いません。)</p> <p>5 売却に当たっての条件等</p> <p>(1) 入札に付するすべての物件は、一括して同一人に売却する必要があり、佐賀県と地方職員共済組合佐賀県支部(以下「支部」という。)が合同して入札会を行うため、入札書には、すべての物件を一括した見積価格(消費税及び地方消費税抜きの価格)を記入すること。</p>	<p>(2) 落札後10年間は、当該物件を第三者に転売しないこと。また、物件を撤去する場合は、撤去に伴う解体、運搬等の費用は落札者が負担すること。</p> <p>(3) 落札者は、当該物件を利用計画書に基づく公共の福祉に寄与する用途(指定用途)に自ら供することとし、次に掲げる用途のために使用しないこと。</p> <p>ア 席貸業、遊技所業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業並びにこれに類すると佐賀県及び支部が別に定める営業。ただし、利用計画書において佐賀県及び支部が特に支障がないと認めた営業は除く。</p> <p>イ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の関係者が使用する事務所、集会所等関連施設</p> <p>ウ 職員等の研修又は保養施設</p> <p>エ その他公序良俗に反するような用途</p> <p>6 入札の参加資格等</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。</p> <p>(2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。</p> <p>7 入札保証金</p> <p>入札に参加する者は、入札金額に100分の5を乗じて得た金額以上を、次の(1)又は(2)により入札時刻までに納入してください。</p> <p>(1) 現金</p> <p>(2) 銀行振出小切手で、次の条件を満たすもの</p> <p>ア 持参人払いであるもの</p> <p>イ 支払人が佐賀県内に置かれた手形交換所の交換参加金融機関であるもの</p> <p>ウ 支払地が佐賀市の交換取扱地であるもの</p> <p>エ 振出日から5日以内であるもの</p>

オ 先日付小切手ではないもの

(詳細は、12の問い合わせ先に照会してください。)

なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、契約締結時に契約保証金に充当します。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札に関し不正な行為を行った者
- (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- (4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者
- (5) 一人で2以上の入札をした者
- (6) 代理人でその資格のないもの及び代理人でその資格について本県の確認を受けていないもの
- (7) 郵送、電信等による入札を行った者
- (8) その他入札に関する条件に違反した者

9 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

- (1) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるときその他入札を実施することが不適当と認められるとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。

10 契約の締結

落札金額を佐賀県と支部との予定価格の比により案分した額で契約することとします。

11 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、印章を持参してください。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに

当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(3) 落札者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を現金又は小切手等（7の(1)又は(2)の方法）により納入してください。

なお、契約締結後、県が発行する納入通知書により、指定期限までに代金を納入してください。代金の納入を確認後、物件を引き渡すこととします。

12 入札案内書の配布場所及び入札に関する問い合わせ先

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県経営支援本部職員課（電話0952-25-7012）

○ 雑 駁

地方職員共済組合嬉野保養所「しらぬひ荘」の売払いの一般競争入札を次のとおり行います。

平成17年10月14日

地方職員共済組合佐賀県支部長 古 川 康

1 入札に付する物件の概要

面 積 等	所 在	参考価格(万円)
宅地 1,911.13㎡	藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番20 " " 丙2320番21 " " 丙2320番22	6,460
建物 鉄筋コンクリート 造陸屋根4階建 延1,880.45㎡ (付属施設2棟 計58.75㎡含む)	藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番20	4,540

合計	11,000
----	--------

※ 建物の参考価格には、消費税及び地方消費税が含まれていません。  
 ※ 上記物件は、隣接する佐賀県所有の土地と一体として売却する予定ですので、入札は、佐賀県と合同で行います。  
 ※ 上記物件には、嬉野温泉の配湯権利は含まれておりません。

(参考) 佐賀県が所有し、今回、合同で競争入札する物件

地目	地積	所 在	参考価格(万円)
宅地	442㎡	藤津郡嬉野町大字下宿字籠原丙2320番19	1,490

※ 詳しくは、佐賀県経営支援本部職員課(電話0952-25-7012)へお問い合わせください。

2 現地説明会の日時及び場所

日時 平成17年11月2日(水) 説明開始 14時30分

場所 地方職員共済組合嬉野保養所「しらぬひ荘」跡地  
 (嬉野町大字下宿字籠原丙2320番地20)

3 入札参加申込み

入札の参加希望者は、平成17年11月16日(水)までに利用計画書(様式は地方職員共済組合佐賀県支部に用意してありますが、任意の様式でも構いません。)を添えて、地方職員共済組合佐賀県支部に申込みを行ってください。なお、利用計画書の内容が下記5の(3)各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できません。

4 入札の日時及び場所

日時 平成17年11月25日(金) 受付開始 10時

受付終了 10時50分

入札開始 11時

場所 若楠会館(佐賀市内一丁目3番13号)

(3)に定める入札参加申込期限までに入札申込みがない場合は、入札を行いません。

5 売却に当たつての条件等

(1) 入札に付するすべての物件は、一括して同一人に売却する必要があります。地方職員共済組合佐賀県支部(以下「支部」という。)と佐賀県が合同して入札会を行うため、入札書には、すべての物件を一括した見積価格(消費税及び地方消費税抜きの価格)を記入すること。

(2) 落札後10年間は、当該物件を第三者に転売しないこと。また、物件を撤去する場合は、撤去に伴う解体、運搬等の費用は落札者が負担すること。

(3) 落札者は、当該物件を利用計画書に基づく公共の福祉に寄与する用途(指定用途)に自ら供することとし、次に掲げる用途のために使用しないこと。

ア 席貸業、遊技所業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業並びにこれに類すると佐賀県及び支部が別に定める営業。ただし、利用計画書において佐賀県及び支部が特に支障がないと認めた営業は除く。

イ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の關係者が使用する事務所、集会所等関連施設

ウ 職員等の研修又は保養施設

エ その他公序良俗に反するような用途

6 入札の参加資格等

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者は、入札に参加できません。

(2) 代理人として参加する者は、委任状を提出してください。

7 入札保証金

入札に参加する者は、入札金額に100分の5を乗じて得た金額以上を次の(1)又は(2)により、入札時刻までに納入してください。

(1) 現金

(2) 銀行振出小切手で、次の条件を満たすもの



<p>ア 持参人払いであるもの</p> <p>イ 支払人が佐賀県内に置かれた手形交換所の交換参加金融機関であるもの</p> <p>ウ 支払地が佐賀市の交換取扱地であるもの</p> <p>エ 振出日から5日以内であるもの</p> <p>オ 先日付小切手ではないもの</p> <p>(詳細は、12の問い合わせ先に照会してください。)</p> <p>なお、入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者については、契約締結時の契約保証金に充当します。</p> <p>8 入札の無効</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者</p> <p>(2) 入札に関し不正な行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 入札保証金を納付しない者及び入札保証金の納入額が不足する者</p> <p>(5) 一人で2以上の入札をした者</p> <p>(6) 代理人でその資格のないもの及び代理人でその資格について本県の確認を受けていないもの</p> <p>(7) 郵送、電信等による入札を行った者</p> <p>(8) その他入札に関する条件に違反した者</p> <p>9 入札の中止</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。</p> <p>(1) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるときその他入札を実施することが不相当と認められるとき。</p> <p>(2) 天災地変その他やむを得ない事情が発生したとき。</p>	<p>10 契約の締結</p> <p>落札金額を支部と佐賀県との予定価格の比により案分した額で契約することとします。</p> <p>なお、契約金額は、土地と建物に区分し、それぞれの額の算出方法は、予定価格調書に記載する内訳額の比により案分して算出します。また、建物は、消費税及び地方消費税を含んだ額で契約することとします。</p> <p>11 その他必要事項等</p> <p>(1) 入札参加者は、印章を持参してください。</p> <p>(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。</p> <p>(3) 落札者は、契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を現金又は小切手(7の(1)又は(2)の方法)により納入してください。</p> <p>なお、契約締結後、支部が別途指定する口座へ、指定期限までに代金を振り込んでください。代金の振り込みを確認後、物件を引き渡すこととします。</p> <p>(4) 物件は、現状引渡しとしますが、嬉野温泉の配湯契約については、落札者が嬉野温泉観光株式会社と契約を締結する必要があります。</p> <p>12 入札案内書の配布場所及び入札に関する問い合わせ先</p> <p>郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県経営支援本部職員課内 地方職員共済組合佐賀県支部(電話0952-25-7012)</p>
---	---